

岩手県確定拠出年金特区に係る復興推進計画
～確定拠出年金の脱退一時金を活用した暮らしとなりわいの再生特区～

作成主体の名称：岩手県

1 復興推進計画の区域

岩手県の全域とする。

2 復興推進計画の目標

(1) 背景*

① 人的被害及び家屋被害

東日本大震災による人的被害は合計で 6,878 人となっており、本県の人口の 0.5%、沿岸地域の人口の 2.5%が被害を受けた。また、家屋被害は、29,544 棟にのぼっており、全壊・半壊は 24,534 棟となっており、ほとんどが津波による被害である。浸水地域の人口は約 8 万 8 千人で、被災市町村の全人口の約 3 割を占めている。

② 産業被害

産業被害は、全体で 6,087 億円となっている。内訳をみると、水産業・漁港被害が漁港や漁船、養殖施設、水産加工施設など全般にわたる被害でおよそ 3,587 億円と最も甚大で、次いで、工業（製造業）被害が 890 億円、農業被害が 589 億円、商業（小売・卸売業）が 445 億円となっている。

今回の大震災津波により、雇用情勢は厳しさを増し、震災発生直後から平成 23 年 7 月 24 日までの、沿岸 4 か所の公共職業安定所における離職票等の交付件数は 12,711 件に及んでおり、これは平成 22 年度 1 年間の交付件数（11,185 件）を上回っている。

また、人的、物的被害に加え、震災発生後の旅行キャンセルや自粛ムードによる様々な行事の中止等は、本県の産業経済に深刻な影響を与えた。

(2) 目標

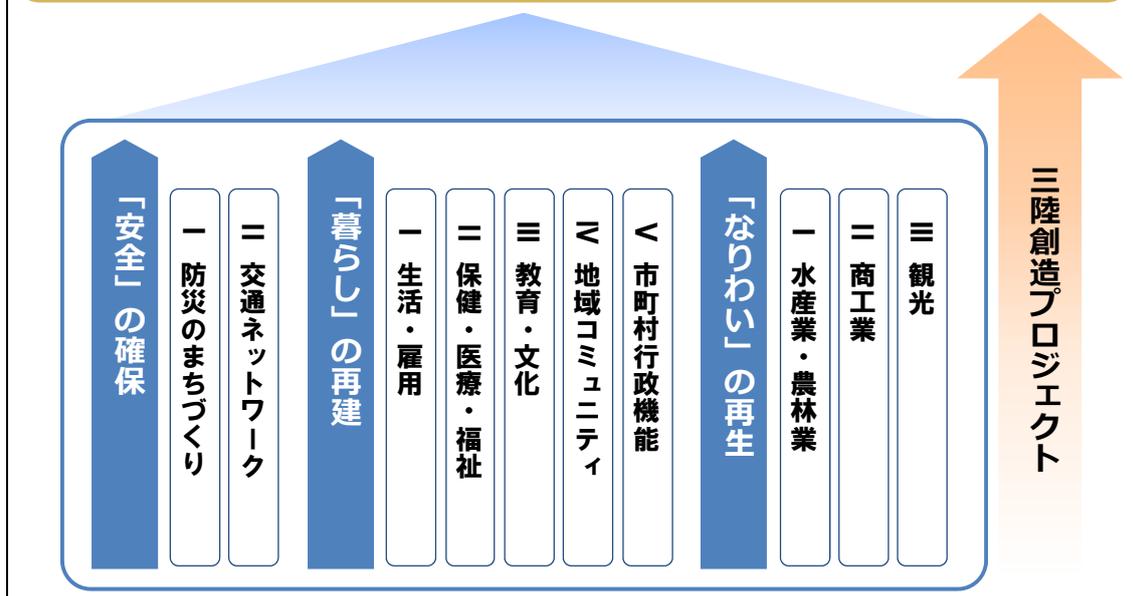
東日本大震災の被災者それぞれが、地域において「暮らし」の再建や「なりわい」再生を図ることにより、被災地の新たなまちづくりを促進するとともに、地域の復興を推進する。

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本県では、平成 23 年 8 月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画」において、復興の歩みを進めるに当たって、まず、「安全」を確保し、その上で、被災者が希望を持って「ふるさと」に住み続けることができるよう、「暮らし」を再建し、「なりわい」を再生することによって、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指すこととしている。そのため、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興に向けた 3 つの原則として、取組を進めている。

*本項目に記載の被災状況は、平成 23 年 8 月策定「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画」に掲載した数値であること。

いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造



「暮らしの再建」では、被災者が一日でも早く安定した生活に戻れるよう、まちづくりと一体となった安全で良質な住宅及び宅地の供給を進めるとともに、住宅再建・確保に際しての様々なニーズに対応し、住宅の建設・購入に対する補助や借入に対する利子補給などの各種支援制度や、相談窓口の設置を行っている。また、被災により雇用情勢が深刻化していることを受け、緊急的な雇用対策を進めるとともに、内陸地域と沿岸地域との連携の下に地域の産業振興を図り、安定的な雇用の場を創出する取組を進めている。

また、「なりわいの再生」では、地域に根ざした水産業を再生するため、漁業協同組合による漁船・漁具の一括整備や水産物の流通加工に関連する共同利用施設の復旧・整備などの支援を進めるとともに、二重債務問題を解決し中小企業の再建が加速するよう、岩手県産業復興相談センターによる相談支援や、岩手県産業復興機構による債権買取などの支援を進めているところ。

これらに加えて、確定拠出年金の脱退一時金の活用を可能とし、被災者一人ひとりの「暮らし」や「なりわい」の再生に向けた選択肢を拡大しようとするものである。

4 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び事業主体に関する事項

○ 法第2条第3項第1号の復興推進事業（地域振興事業）

(1) 復興推進事業の内容

法第34条に基づく確定拠出年金法の特例により、脱退一時金を以下の地域振興事業に要する資金の一部に活用して地域の活性化を図る。

ア) 「暮らし」の再建

- a) 被災した住宅の再建、被災した家財の購入、賃貸借住宅等への転居、その他暮らしの再建に活用する場合

- b) 計画区域内で就労するために活用する場合
- イ) 「なりわい」の再生
 - a) 農林水産業の維持・再開のために活用する場合
 - b) 商店等の個人事業主の事業再生のために活用する場合
- ウ) その他

上記ア、イのほか、安心できる生活の確保や、文化・スポーツなどの地域の活性化、地域産業の活性化に資すると認められる事業のために活用する場合

(2) 事業実施主体

確定拠出年金の脱退一時金の支給を受ける者

(3) 特別の措置の内容

確定拠出年金法附則第3条第1項の特例として、一定の要件を満たし、かつ、確定拠出年金の脱退一時金を上記地域振興事業のためにその全部又は一部を使用すると見込まれる者として、岩手県知事が認めた者を対象とし、その者によって国民年金基金連合会等に申請がなされ、認められた場合に脱退一時金が支給される。

5 復興推進計画の実施により見込まれる効果（当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明）

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、被災者の住宅の再建が図られるほか、個人事業主の事業再開により地元商店街等の活性化が図られる。これらの効果は、岩手県東日本大震災津波復興計画に掲げる「くらしの再建」と「なりわいの再生」に十分寄与するものである。

6 計画期間

認定の日から平成28年3月31日まで

7. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、県内33市町村（盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町）から意見聴取を行った結果、計画に対する意見はなかった。




 地域振興事業実施区域（岩手県内全域）